

---

出席議員（18名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	武山昭彦	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	平間清志	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	加藤 秀典 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	奥山 秀一 君
危機管理監	小玉 敏 君
税収納対策監	佐藤 芳 君
技術管理監	関 孝志 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	平 間 雅 博
主 事	佐 山 亨

議 事 日 程 (第4号)

平成27年6月11日(木曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 2号 村田町の学校給食に関する事務の受託の廃止について
- 第 3 議案第 3号 柴田町いじめ問題対策連絡協議会等条例
- 第 4 議案第 4号 柴田町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例
- 第 5 議案第 5号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 6号 柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 7号 柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 8号 柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介

護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第 9 議案第 9 号 平成 27 年度柴田町一般会計補正予算
  - 第 10 議案第 10 号 平成 27 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
  - 第 11 議案第 11 号 平成 27 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
  - 第 12 議案第 12 号 平成 27 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
  - 第 13 意見書案第 1 号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書
  - 第 14 陳情第 1 号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情
  - 陳情第 2 号 南京事件を扱う学校教育の適正管理に関する陳情
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、9番安部俊三君、10番佐々木守君を指名いたします。

---

---

### 日程第2 議案第2号 村田町の学校給食に関する事務の受託の廃止について

○議長（加藤克明君） 日程第2、議案第2号村田町の学校給食に関する事務の受託の廃止についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号村田町の学校給食に関する事務の受託の廃止についての提案理由を申し上げます。

平成22年12月1日から村田町と柴田町との間の学校給食に係る事務の委託に関する規約を定め、村田町の町立小学校の学校給食に関する事務の一部を受託していましたが、今般新たな村田町学校給食センターの完成に伴い、平成27年7月31日をもって事務受託を廃止することについて村田町と協議するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） それでは、1 ページです。

議案第2号村田町の学校給食に関する事務の受託の廃止について説明させていただきます。

本件につきましては、平成22年9月8日に議会の議決をいただきまして、同年10月19日に村田町との委託に係る協議書を締結し、県に提出後、同年12月から一部委託を受け、翌年4月から村田小学校の学校給食に係る事務を受託しておりました。

今回村田町の学校給食センター建設に伴い、委託事務の廃止に当たり地方自治法第252条の14第2項の規定により、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定によりまして、議会の承認を求めるものです。

なお、平成27年度柴田町一般会計当初予算については、3月会議におきまして予算審査委員会時に回答しておりますが、村田町分については1学期分のみ歳入歳出分を計上しております。

よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番我妻弘国君。**

○16番（我妻弘国君） おはようございます。済みません。

村田町との学校給食に関するこの受託の廃止、これには前に3町合同でという話し合いがあったんですが、村田町の常任委員会のほうから村田町の議会の中でいろいろもめて、最終的には村田町の町長もどうも責任転嫁論を展開しながら廃止ということになったわけですが、柴田町は単独でずっと進むのかどうか。

この受託の廃止については我々もこれは当然だと思いますけれども、この後、柴田町は単独で進んでいくのか、それとも大河原町との協議を恐らく給食センターは同じ時期に建てたと前に説明があったんです。であれば、共同で進んでいってもいいのかと思うんですけれども、そこから辺ちょっといきさつどんなふうになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 大河原町と柴田町の給食センターの老朽度が違いまして、大河原町のほうは早急に建てかえなければならぬと町長のほうから聞いております。柴田町は基金を造成して対応するというのでございますので、大河原町から一緒にやりたいという申し出も今のところございません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号村田町の学校給食に関する事務の受託の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第3号 柴田町いじめ問題対策連絡協議会等条例

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第3号柴田町いじめ問題対策連絡協議会等条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号柴田町いじめ問題対策連絡協議会等条例についての提案理由を申し上げます。

平成24年7月に滋賀県大津市で発生いたしましたいじめ問題を機に、平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行されました。この法律に基づき、地域におけるいじめの防止等のための体制づくりとして設置するいじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会及びいじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） それでは、いじめ問題について説明させていただきます。

いじめ問題対策につきましては、国のいじめ防止対策推進法が平成25年6月21日に成立しまして、9月28日に施行されました。本町におきましては、平成27年3月に柴田町いじめ防止基本方針を策定し、事業を進めることとしております。現在、柴田町生徒指導問題対策会議、いじめ問題対策委員会など、いじめに関する会議を開催し、いじめに関する事項については対処し、方策を講じておりますが、今回法的に組織を定めて柴田町のいじめ防止対策を実施するものでございます。

それでは、3ページ、議案第3号柴田町いじめ問題対策連絡協議会等条例について説明させていただきます。

資料としまして、いじめ防止対策推進法の一部抜粋を提出しております。あわせてごらんいただきたいと思います。

第1章総則としまして、第1条に今回の3件の組織設置に係る趣旨を述べております。

第2章は、柴田町いじめ問題対策連絡協議会に係る事項を定めております。

第2条は、設置に関していじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、資料①にあるとおり、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定により、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるという中身でございます。より、柴田町いじめ問題対策連絡協議会を設置することを第2条に規定しております。

第3条は、所掌事務を規定しております。

4ページになります。

第4条の組織ですが、協議会を15人以内の委員で組織することを定め、委員構成につきましては、法務局、警察などの行政機関の職員、小・中学校の校長、生徒指導主任、小・中学校父母教師会代表、その他臨床心理士や児童委員などの方々から教育委員会が委嘱、又は任命することとしており、任期を2年とし、再任を妨げないことを定めています。

第5条、協議会は、委員の互選により会長及び副会長を置くとしています。

第6条は会議を定めており、会議は会長が招集することとしており、会議の成立要件を過半数の出席と定めております。

第7条は、委任であります。この章によるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は会長が連絡協議会に諮って定めております。

続きまして、第3章柴田町いじめ問題専門委員会でございます。

第8条の設置でございます。

本条は、教育委員会の附属機関として資料②にあるとおり、いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項の規定により、柴田町いじめ問題専門委員会を設置することを定めています。

第9条は所掌事務でございますが、1つは、いじめ防止対策として有効かつ効果的に推進するための事項、2つ目として、いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める重大事態が起こった場合には、法に基づき対処、再発防止策の検討を行うことを定めています。

5ページになります。

第10条の組織ですが、専門委員会を10人以内の委員で組織することを定め、委員構成につきましては、専門的な知識を有する者として大学教授、弁護士、臨床心理士、医師などから教育委員会が委嘱することとしており、任期を2年とし、再任を妨げないことを定めています。

第11条は、委員会に委員の互選により会長及び副会長を置くとしています。

第12条は、臨時委員の配置について定めています。特異な事例など、専門的な見解を聴取する場合、委員として委嘱し専門委員会を運営するものです。

第13条は会議を定めており、会議は会長が招集することとしており、会議の成立要件を過半数の出席と定めています。また、第4項としまして、委員長は、会議に委員以外の議事に係る関係者に対し出席を求め、説明を聴くこと及び必要な資料の提出を求めることができることを定めています。

第14条は委任であります。この章によるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定めるとしております。

次に、6ページになります。

第4章柴田町いじめ問題再調査委員会について説明させていただきます。

15条は設置でございます。いじめの重大事態への対処及び再発防止などに関する方法について、町長が必要と認めるときに再調査を行うため、資料③にあるとおり、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、柴田町いじめ問題再調査委員会を設置することを定めています。

第16条は所掌事務でございます。調査の結果について調査、又は検討を行いまして、町長の諮問に応じてその結果を町長に報告するものです。

第17条の組織ですが、再調査委員会を5人以内の委員で組織することを定め、委員構成につきましては、法律、教育、医療、心理などについて専門的な知識を有する者から町長が委嘱することとしており、任期を調査審議が終了したときと定めています。

第18条につきましては、専門委員会規定の11条から14条までを準用することとし、条項中「教育委員会」とあるものを「町長」と読み替えると定めています。

附則としまして、この条例は、平成27年7月1日から施行することとし、2項としまして、柴田町特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することをうたっております。いじめ問題専門委員会委員及び臨時委員並びに問題再調査委員会委員及び臨時委員について、報酬日額1万1,600円、出席費用弁償日額500円ということ定めております。

以上説明させていただきました。よろしくお願いたします。



○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

連絡協議会のほうは、特にいじめがなくても最低でも毎年1回は開くというような会議なんですか。確認します。

それで、この連絡協議会のほうは報酬は出ないということによろしいのでしょうか。

それから、いじめ問題専門委員会のほうは、実際に重大な事件が起きたときにすぐに対処するということだと思うんですが、一応回数の制限はなくその話し合いが終わるまでというふうに考えてよろしいのでしょうか。それで、そのときの例えば報酬等は急に出ますよね。今回1回だけ、補正予算で1回分だけが計上されていますが、その都度例えば予備費で対応してすぐに出せるようにするものなのかどうか伺います。

それから、確認です。いじめ問題再調査委員会のほうは、いじめ問題専門委員会での結果が出たときに、例えば保護者から再調査してほしいというふうに依頼があったときに、今度は教育委員会ではなくて、町長が招集しての再調査ということによろしいですよ、一応きちっと確認しておきたいと思います。こちらのほうも話し合いが終わるまで何回でも開催できるというふうにとってよろしいのでしょうか。

あと済みません、1つ聞き忘れました。連絡協議会の委員15人で（4）にその他教育委員会が必要と認める者とあるんですが、例えばどのような方を考えていらっしゃるのか伺います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） まず、いじめ問題連絡協議会において、いじめ以外のことをお話しされるのかという話だったと思います。それにつきましては、前段ご説明させていただきました現在柴田町生徒指導問題対策会議というものがございまして、その部分で実はこの部分で暴力等諸問題に対しての部分で会議を開催しておるんですが、そこで特に特化していじめの問題に対しての部分での会議ということは今現在しております。

今回このいじめ問題連絡協議会というのが設置されたものを受けまして、ここにつきましては、いじめのみという対応での話し合いだけをさせていただきます。いじめ以外につきましては、現在既存の部分の生徒問題対策協議会のほうで継続という形での暴力とか、いじめ、不登校もいじめに関連する部分もあるかもしれませんが、その部分との共存としての会議を存続していきたいと。今後そのいじめにだけ特化するんじゃなくて、そのいろんな要素から多分いじめが発生するであろうということを踏まえれば、協議する要件としてはその付随する部分のこ

とも話し合いなされるのかという部分はあるんですが、とりあえず中心としましてはいじめと  
いうことだけの会議ということで今は考えております。

報酬につきましては、無報酬ということですが。

専門委員会の開催につきましては、これは事象が発生すれば当然会議が開催されるというこ  
とで、1回にかかわらず数回ということでは開催は可能になると思います。それにつきまして  
1万1,600円という金額が設定されています。これにつきましては、当然それが数回発生すれ  
ば、その部分で予備費対応という形になると思います。

再調査委員会につきましては、町長が招集するというので、説明したとおりです。

連絡会議のその他としては、現在ちょっとその他につきまして、生徒指導問題対策協議会等  
も含まれてはいるんですが、交通関係の指導者やら、スクールガードリーダーとか、そういう  
形で随時見回っている方が、それから必要であればその都度その中に含まれる委員として考え  
ていこうかという部分はちょっと検討はしております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、いいですか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 連絡協議会は、最低1回はとにかく開くということによろしいんです  
か、春なら春。その確認です。それで、もっといろいろ問題が出てきたときには開かれると  
は思うんですけども、どういう扱いになるのかと思ったものですから。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 現在連絡協議会については、1回ではなくて定例的な感じで2  
回、3回と開催したいという考えではあります。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 前にいじめの問題で質問をしたことがあります。そのとき教育委員会の  
ほうに電話をします、父兄から。そうすると、すぐに対応して今まではいただいたんです。今  
回、この条例ができると、それはどこで受け付けて、どういうふうなことになるのかと。

それから、例えば前は電話1本でできたんですけども、今回そのようないじめの問題に、  
こういう問題があります、お願いしますと、そういう場合の手続とか、そういうのは具体的に  
どんなふうになるんだろう。いろんな書類が山になりますと、やっぱり父兄もなかなか電話1  
つで今までやってもらえたのに、何だ今度は受け付けないような格好になってきているんじや  
ないかと、そんなふうな感じに受けとめられかねないと思うので、そこら辺のところちょっと  
具体的に説明をお願いします。教育長。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） いじめの対応については、迅速ということが第一にもなってきます。手続上いわゆる煩わしさが出てくるということではなくて、学校なり教育委員会なりが電話等で受けた場合、その実態というのをまずはきちっと把握して適切な対応をしていくということになります。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 済みません、補足します。

実際的に会議が動くに際しては、要綱等を整備し、庶務関係を教育総務課というふうに対応してまいりますので、我妻議員おっしゃったとおりの問い合わせ等につきましては、私の課のほうで全面的に対応して取りまとめしながら、協議等は進めるのは現行どおり変わらないということに対応していきます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 教育総務課の何という係が今度このいじめの対応の専門になるわけですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 班的には学務班という対応になります。職員というのは異動するのであれなんです、一応学務班という形で対応していきます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 第4条なんです、今説明聞いてわかったんですが、次に掲げる者のうちというところに、ほかの自治体では、例えば北海道の場合だと北海道警察とか、いわゆる県警とかというふうに出ているんですが、今説明聞いてわかったんですが、現在実際にいじめ問題では警察まで発展するというのが実際あって、本町の場合は次に掲げる者の中に入っていないんですけども、この関係機関というものの中に含むということなんです、これを見たときに警察入っていないというふうな感じで私きょうお聞きするんですが、これなぜそういうふうに具体的に入れなかったのかということをお聞きしたいと。

それから、重大事案というふうにあるんですが、重大事案のときの対応というのがどんな感じなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 前段説明したとおり、警察という言葉等が入ってないですが、今回メンバーの中には大河原警察署の職員という形をお願いしようということでは考えております。

重大案件ということに対して、まず重大事態というのはどのようなものかということで説明させていただきますと、児童生徒が自殺を図った原因とか、体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害をこうむった場合、精神的に疾患を発症した場合、または相当の期間子供がダメージを受けている。例えばいじめにおいて発生したことにおいて学校のほうに長期間不登校になっているという原因が発見されたという場合についての重大事故というふうな捉え方をしております。

それにつきましては、当然そういう事例が発生しますれば、速やかに専門委員会を招集しまして、その問題に対する附属機関ということで、第三者ということでの委員会という形をとりまして、そのことの原因究明並びにどのような対策を講じるのかという会議を進めて教育委員会としてのやり方、方策、対応策というのを協議していくという内容でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） まず、わかりましたというか、その関係機関でとどめるということよりも具体的に、例えば登米市なんかも県警の職員というふうに書いてあります。こういうふうに書いたほうが実際に起こり得るかどうかは当然わからないんですが、ただ安心等という形ではちょっと違うのかというふうにちょっと思ったものですから、関係機関の中に含まれるというのは、この条例を見ただけではそこまではわからないということなので、できればどうなのかというふうに思って聞きました。

それから、これは全国的に定めている国のあれで、そういうことで自治体ごとに、ですから、期間も2年もあれば3年もあるし、20人と決めているところもあるといったような条例なんですよね。そういった中で、もうちょっと具体的に書くところは具体的に書いてもいいのかというふうに思いました。ということで、今お聞きしたんです。

あと、重大事案についても、当然起きれば学校がすぐ教育委員会へ連絡して、それからさらには町長がどうするこうするというふうになると思うんですが、そんな感じでいいんですよね。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 済みません、説明不足で申しわけありません。

先ほどお話ししたとおり、現実的には要綱等を設置しまして対応していくと。その要綱の中には大河原警察署何とか委員とかという形の肩書というのを明記しながら作成してまいりたいということです。

水戸委員おっしゃったとおり、重大案件につきましては、学校のほうからの通報並びに父兄

等からの指摘がございましたら、それを調査しまして、それがその要件に合っているということにつきましては、速やかに専門委員会を立ち上げて対応していくという内容でございます。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 私も今生徒問題指導で東船岡小学校のほうで、今その会議のメンバーということで今入っていますけれども、やはり一番はいじめに遭ったか、いじめをしたかという、いわゆる教師側の受け取り方によっては教育委員会に通報するかどうかという程度問題というのが必ずあって、やったほうは遊びのつもりだとかいうことと、受け取る方との必ずギャップがあるわけです。その程度がかなり難しいところだと思うので、各学校の先生方にはその辺の程度の問題についての認識というのをよく指導というか、教えていただきたいというのをお願いということで、最後にそれお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁必要ですか。教育長。

○教育長（船迫邦則君） このいじめに関しましては、いじめられたという訴えのほうを大事にするんですというようなことを校長会で確認して、訴えられた側のやっぱり声を聞いて、あと実態を明らかにしていくというような形で進むよう学校長から協力を得ています。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は、国が法律を決めてこういう3つの委員会等をつくるということで、私も聞きたかったのは、この連絡協議会等もさっきから白内議員が言うような常設というんでしょうか、定期的に会合を開く。それから、専門委員会もここでは9条では教育委員会の諮問に応じとありますから、何かがあったら教育委員会が諮問すると。

私はイメージとしてはこの3つの委員会は極力定期的開催されて、ふだんからいろんな問題を考えていて、何か重大事件があればという、そういう受けとめ方しましたので、ちょっともう一度専門委員会は、第9条は教育委員会の諮問に応じです。それから再調査委員会は町長の諮問に応じてと、この定期的に開くものかという点ちょっとお聞きしたいのと、2点目は、「専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて答申し、又は意見を具申する」とありますが、こういう内容というのは議会のほうには改めて何か周知というか、公表されるんでしょうか。

というのは、例えば9月に町の決算というのが出て、いろんな活動実績など出た場合に、来年からは、来年というか、これからはこの専門委員会というのも年何回開いた、どういうような教育委員会から諮問があって、どういう点答申したというようなことを箇条書きでもいいですけれども、そういうのが出てくるんでしょうか。ちょっとその点をお聞きしたいんですけれども、以上です。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 連絡協議会につきましては、定例的に開きたいということです。専門委員会につきましては、議員お話しのとおり、何かあったらじゃないかという話はあるんですが、実はこれに第9条によりまして、意見を具申するというふうにあるんですが、答申をしなくても、実はこれの対策についても聞くことができるというふうな条項ございますので、あるからこの専門委員会開くのではなくて、なくても当然こういうことでの専門委員会の委員からの聴取をするという内容でございますので、これにつきましては、当然最低でも年1回は開きたいということで考えています。

再調査委員会につきましては、事例が発生してからのことですので、これはちょっと定例というわけにもいかないんで、実際的には専門委員会、ならば事象が発生した後にこれについてはいかがかというふうな意見があり、町長が当然それについて開くべきだというのがあれば再調査委員会を開くということなので、これにつきましては定例ということでは考えておりませんで、その事象が発生したものににつきまして開催するという内容で考えております。

議会につきましては、調査委員会で町長のほうに最終的には報告を受けて、それが重大案件につきましてはの内容がこういうことであったということにつきましては、議会のほうにも報告するという内容でございます。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 今聞いていて1つ思ったのは、再調査委員会、先ほど我妻議員がいろいろ手続がどうかとありましたけれども、町民とかから要望があったときの細かい手続のことというのは、この再調査委員会の条文には何も規定がないんですか。必要な事項は、例えば町長が決めるとかというふうに書いてあればわかるんですけども、設置とか、所管事務、組織とかと書いてあって、再調査委員会のいろんな手続のことというのは誰が決めるとかというのはどこかに書いてありますか。ちょっと今それが思ったのが1つです。

それからもう一つお聞きしたいのは、議会に対して専門委員会とかの答申の内容などというのが周知されるのかという、ちょっとさっきお聞きした点は答弁なかったような気がしたのと、なぜこんなことを聞くかという、実は7月に私どもの議会運営委員会が北海道を視察することになっています。うちの事務局のほうから事前の資料ということで、北海道福島町の議会白書というのを、こんな分厚いのを渡されたんです。事前に質問を考えてくれと言われていたもので、読んでいる中に福島町は議員が10人しかいないんですが、常任委員会も2つしかないはずなんです。その常任委員会は何をやっているかという、自分が所管する町の各諮問委

員会とか、会議がふだんどういう活動をやっているというのも所管事務調査でやっているんです。何回ぐらいやって、どういう内容をやっているというような。

我が柴田町はそういうことをやったという記憶が私はないもので、これは参考です。そういう、やはり私ども議会もこういう町のいろんな、諮問会議とかの内容というのをもっと知るべきであり、調査すべきでないかと思ったもので、先ほど言ったような、もしも今度の町の決算審査特別委員会なんか具体的にいじめの専門委員会が年何回やった、どういう諮問を受けてどういう答申をしたという、箇条書きでいいからそういうものを出してもらえるのかという点改めてちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 委員会の運営につきましては、改めて要綱等を設置して対応していくということにさせていただきます。

あと報告につきましては、当然議会等についても、議員おっしゃったとおり報告義務ということで私のほうでも考えておりますので、折に触れ現在こういう形での協議をしているとか、あとこういう回数で開催して内容はこうでしたというのを、内容等報告できる内容で報告したいと思います。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

1点だけ質問させていただきます。

連絡協議会、それと専門委員会、それと再調査委員会の人選についてなんですが、特に再調査委員会の人選はほかの委員会と重複しないということが前提だと思うんですけれども、その分についての規定は書かれてないんですが、これは大丈夫なんでしょうか。どのような形でやっていって、規定がなくていいのかということだけ1点教えてください。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 再調査委員会の委員につきましては、重複しないということで対応しています。ただ、これにつきましては、現在宮城県のほうに最終的には再調査委員会の委員についてお願いする方向で考えておりますので、それを受けて事実が発生しましたら、県のほうにお願いして、その委員を選任していただくという方向で考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号柴田町いじめ問題対策連絡協議会等条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第4号 柴田町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第4号柴田町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号柴田町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例についての提案理由を申し上げます。

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための子ども・子育て支援新制度が本年4月から施行されました。

新制度においては、幼稚園、保育所などの施設型給付及び小規模保育、家庭的保育などの地域型保育給付に関する利用者負担額について、国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めることになったことから、今回新たに条例を制定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） それでは、9ページをお開きください。

議案第4号柴田町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例について詳細説明をさせていただきます。

条例の説明の前に別紙議案第4号関係資料に基づき、利用者負担額の概要について説明させていただきます。

A3判の議案第4号関係資料をごらんください。



この資料の1ページは、昨年11月26日議会全員協議会でお渡ししている子ども・子育て支援制度のなるほどブックから抜粋した資料で、裏面の2ページは、4月に改正した新制度に係る利用者負担額の表となっております。

それでは、1ページをごらんください。

1ページの子ども・子育て支援法に定める保険料は、国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が決めます。保育料の上限額は、おおむね現行の私立幼稚園や保育所の実質的な利用者負担額の水準と同程度となっております。

左側の中段、幼稚園、認定こども園の欄をごらんください。

幼稚園、認定こども園の3歳以上の教育認定を受けた1号認定の子供の月額利用負担のイメージとなっております。

資料にはありませんが、新制度における認定について説明させていただきます。

小学校就学前の子供について、保護者の選択により教育・保育の認定が行われます。3歳以上の幼稚園の教育認定をされた子供を1号認定としております。同じく3歳以上で保育所の保育認定された子供を2号認定としております。3歳未満の保育所、または小規模保育となる子供については3号認定となります。

では、資料のほうに戻ります。

幼稚園、認定こども園の欄の表の中央の矢印のある表をごらんください。

上段の矢印の表にあるように、新制度の導入前には、幼稚園授業料として一旦一律授業料を支払っていただいた後、所得段階に応じて就園奨励費で保護者に戻していました。新制度の導入以降については、就園奨励費が適用されませんので、下段の矢印のように当初からその子供の属する世帯の町民税の所得割課税額を基準に保育料を支払うことになります。

同じ欄の右の表が教育認定1号認定の国が定めた利用者負担の限度額の表となっております。所得階層の上限額については、町民税所得割課税額前に定め、生活保護世帯は0円、町民税非課税世帯を3,000円、町民税所得割課税額7万7,100円以下1万6,100円までなどと決まっております。

ここの表で訂正がされている金額の部分なんですけれども、この表については昨年9月までの資料ということで、その後この非課税世帯に係る金額については、本年1月に国が定めた上限額が3,000円ということで、昨年より訂正がありました。

下の表にいきます。

下の表については、保育所、小規模保育、家庭的保育などの国が定めた保育料の負担限度額

となっております。これまで児童福祉法に定められていた額と大きな変更点といたしましては、所得税の額で、範囲で階層区分が決められておりましたが、町民税の所得割課税額と変更になっているところが大きな変更点となります。

しかしながら、今回所得割に変更になっても所得税との段階には変更がありませんので、保育料は増額になることはありません。

右側のほうに移ります。

右側の多子世帯保育料の軽減については、先ほど認定の話をしたとおり、幼稚園等の1号認定の場合は、幼稚園世帯Aのところを見ていただくとわかるんですけれども、年少から小学校3年生までの範囲内で子供が2人以上いる場合、最年長の子供を第1子としてカウントします。その以下第2子というふうなカウントをします。第1子については全額負担となりますが、第2子は半額、第3子は無料というふうな形になります。ですから、3年生以下の子供をカウントするという形になります。

保育認定の場合の2号、3号認定の子供については、小学校就学前の範囲内で2人以上いる場合カウントするという形になります。第1子の全額、それから第2子半額、第3子の無料となるのは第1号認定と同じになります。

それから、これからの保険料については、右側の一番下にあるように、新制度では、当該年度の町民税に基づき毎年9月から保育料切りかえという形になります。

それでは、裏面の2ページをごらんください。

ページ左側の表が幼稚園・認定こども園の教育認定に係る町の定めた利用者負担金の表となります。

表の中央が先ほど説明いたしました国の利用者負担額の限度額となっております。表の右側が柴田町利用者負担額の月額欄が新制度の対象となった幼稚園等の利用者負担額となります。月額公立幼稚園(規則附則適用)欄は、第一幼稚園の利用者負担額となっております。

町内の私立幼稚園については、これまでと同様、新制度導入前の体制で運営を継続いたしますので、この利用者負担額の表の対象とはなっておりません。

町の第一幼稚園につきましては、生活保護世帯を同じく0円、非課税世帯にあつては2,400円、町民税課税者については一律6,800円とし、現在の入園者に影響のないように配慮し決定をいたしました。

ページの右側の表をごらんください。

保育認定2号、3号認定に係る利用者負担額となります。

上段のほうの表が標準保育時間11時間の利用者負担額となります。下段のほうの表については8時間の保育短時間の表となっております。

区分の欄です。町のほうの区分の欄B、C 1、C 2の利用者負担額の括弧書きは、母子・父子家庭や障がい児世帯などの場合の利用者負担額となっております。

なお、この国の利用者負担額限度額の改正では、急激で大まかである階層であることから、国の段階3・4・5・6の段階を区分を細分化し、これまでの保育料の階層と同じように緩やかな負担区分なりを定めるとともに、これまでの保育料と利用者負担額の差が生じないように決めました。

下段については、短時間保育という形で、内容については同じです。

それでは、条例本文の説明をさせていただきます。

これまで説明したように、条例の制定にあつては、保育料、幼稚園授業料が9月から本算定で切りかえとなることから、新たに本条例を定め、関係条例との整合性を図るものです。

第1条については、本条例の趣旨となります。利用者負担額に係る必要事項を定めるものです。

第2条、利用者負担額は、法第27条の幼稚園・保育所の施設型給付、第28条の特例施設型給付、第29条の家庭的保育や小規模保育の地域型保育、第30条の特例地域型の各号に該当する利用者負担額は、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況を町民税の所得割額を基準とするものと定め、また、その他の事情を勘案してとは、生活保護世帯などとして、国が定める限度額の範囲で利用者負担額を定めるものです。

第3条については、利用者負担額の減免をできるものとするものです。

第4条については委任です。利用者負担額に係る必要事項を規則で定めます。

附則です。

附則第1項は施行期日で、施行は公布の日からとします。

第2項は、私立保育園や町の運営する保育所を委託した場合、教育・保育給付費ではなく、委託料として支払う旨の経過措置です。

第3項、10ページになります。第3項は、私立幼稚園の経過措置に対する利用者負担額を定めるというものです。

第4項については、前の第2項、第3項に定める経過措置で、利用者負担額の減免を行えるとするものです。

以上説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号柴田町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第5 議案第5号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第5、議案第5号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案5号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正されたことに伴い、所得の少ない第1号被保険者に係る保険料率の減額賦課について定めるものです。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 議案書11ページになります。

議案第5号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例です。

条文説明の前に、概要について資料にて説明をいたします。

議案第5号関係資料をごらんください。

本年4月、国の平成27年度予算成立により、国から介護保険法改正の通知がありました。

改正の趣旨です。

平成27年4月から公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を図るものであります。

改正の内容です。

対象者及び軽減割合について定めたものであり、第1号被保険者のうち、第1段階に該当する者について、基準額に乗じる割合を0.5から0.05を超えない範囲内で町が定める割合を減じて得た割合とすることでありました。

本町の対応です。

本町は、軽減強化を図ることとし、第1段階の保険料額は、基準額の軽減割合0.5であり、現行年額は2万9,400円ですが、改正後は軽減割合を上限の0.45とし、年額を2万6,460円とし、減額2,940円とするものであります。

なお、第5期保険料と比較した場合、年額で60円の増となるものです。改正後の保険料率は、平成27年度の保険料から適用するものであります。

以下資料にございませんが、なお、軽減対象者数は、本年4月1日現在1,338人、減額総額は393万4,000円となります。財政措置としましては、今回の減額総額に対しまして、国2分の1、県4分の1、町4分の1を負担するものとなります。6月会議の一般会計並びに介護保険特別会計において軽減に係る補正予算を上程しているところであります。

次に、議案書について説明をいたします。

第2条、保険料率の改正になります。第2項、前項第1項に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万6,460円とする。

附則です。

第1項、施行期日です。

この条例は、公布の日から施行する。

第2項、経過措置です。

改正後の柴田町介護保険条例第2条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第6号 柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第7号 柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第8号 柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第6、議案第6号柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第7号柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、日程第8議案第8号柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。以上3件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第6号柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第7号柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び議案第8号柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要

な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が施行され、市町村が介護サービス等の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき国が示す基準が改正されたことに伴うものです。介護サービス等の整備促進、適切な事業運営確保等の観点から、条例で定める町の介護サービス等の基準についても、国が示す基準と同様とするため、条例の一部改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） それでは、議案第6号、7号、8号の3本について説明いたします。

先に条例制定についての概要を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、今回の条例改正は、介護保険法の一部改正が施行され、国が示す基準が改正されたことに伴うものであります。

なお、改正内容が多岐にわたっております。簡潔な説明に努めたいと思います。あらかじめご了承くださいませようをお願いいたします。

条文説明の前に概要について説明をいたします。

資料をごらんください。議案第6号・7号・8号関係資料です。

1ページをごらんください。

3番、改正に当たっての考えです。

介護保険サービス等の整備の促進、適切な事業の運営確保等の観点から、省令改正内容に特段の支障はなく、独自基準は設けず省令の改正どおり改正するものであります。

4番、本町におけるサービス事業所です。

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の2種類があります。

5番、主な改正内容です。

議案第6号です。

第2章定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、第7条従業者の員数ほか、第24条基本取扱方針を。2ページをごらんください。第33条勤務体制の確保等を、第4章認知症対応型通所介

護では、第61条基本方針ほか、64条設備及び備品等、79条の2事故発生時の対応、66条利用定員等を、第5章小規模多機能型居宅介護では、83条従業者の員数等ほか、86条登録定員及び利用定員を。3ページをごらんください。92条基本取扱方針を、第6章認知症対応型共同生活介護では、114条設備等を、第7章地域密着型特定施設入居者生活介護では、136条法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意を、第8章地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護では、152条従業者の員数等ほか、154条と183条設備を、一番下第9章看護小規模多機能型居宅介護では、章の名称の変更及び、4ページをごらんください。197条登録定員及び利用定員、199条基本取扱方針が主な改正点となります。

次に、議案第7号ですが、ただいまご説明した議案第6号と改正内容は同じでありますので、省略をさせていただきます。

6ページをごらんください。

最後に、議案第8号です。

3番、改正に当たっての考え方です。

介護保険サービス等の整備の促進、利用者の処遇の向上等の観点から省令改正内容に特段の支障はなく、独自基準は設けず、省令の改正どおり改正するものであります。

4番、主な改正内容です。

32条、具体的取扱方針において、サービス事業所に対して介護予防訪問看護計画書等の提出を求めること、地域ケア会議においての情報提供等の協力を定めたものが主な改正点となります。

以上で資料による説明を終わりました、議案書に入ります。

議案書13ページをごらんください。

議案第6号です。柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例です。

目次第9章は、名称の改正です。

第7条から、15ページの第33条までは第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する改正となります。

1枚めくっていただきまして、16ページ、第61条から、19ページの上段第81条までは第4章の認知症対応型通所介護に関する改正となります。

83条から、24ページ、107条までは第5章の小規模多機能型居宅介護に関する改正となります。



111条から、26ページ上段、122条までは第6章の認知症対応型共同生活介護に関する改正となります。

131条から、隣の27ページ下にあります149条までは第7章の地域密着型特定施設入居者生活介護に関する改正となります。

28ページです。152条から、32ページ上段183条までは第8章の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する改正となります。

中段にあります第9章は、「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」に名称の改正となるものです。43ページから第205条までの改正となります。

附則です。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案書45ページをお開きください。

議案第7号です。柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例です。

第8条から、48ページ中段、38条までは第2章の介護予防認知症対応型通所介護に関する改正となります。

下段です。45条から54ページ、下段67条までは第3章の介護予防小規模多機能型居宅介護に関する改正となります。

55ページ、第71条から87条までは第4章の介護予防認知症対応型共同生活介護に関する改正となります。

56ページ、附則です。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案書57ページをごらんください。

議案第8号です。柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

第11条及び第30条は文言の整理及び号ずれ。

1枚めくっていただきまして、58ページ、32条は具体的取扱方針に新たな規定を定めるものであります。

1枚おめくりいただきまして、60ページ、附則です。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上3本の条例改正についての詳細説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。

なお、質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

正直読んでもよくわからなかったんです。それで、概要説明のほう、資料のほうの4番目に、本町におけるサービス事業所ということで、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護それぞれ1事業所、5事業所となっておりますが、この1つずつがどれとどういうふうに結びついていくのか、大まかでいいですから教えていただくと、どうも結びつかないんです。読んでも正直よくわからなかったもので、今の説明でもちょっとわからなかったもので、どういうふうになるのかというところを知りたいと思いました。

それから、例えば資料の5の2ページの真ん中ごろに、第66条、これは認知症対応型通所介護の利用定員等が載っているんですが、66条の最後のところ、「ユニットごとに1日当たり3人以下とする」通所介護の利用定員についてなんですが、これってサービス低下になるということなんですか。何かその辺のところがよくわからなかったんですが。

それから、例えば2ページであれば、第5章の小規模多機能型居宅介護の一番下のところ、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ現行のとおりとするんですが、そうすると宿泊サービスは何人までですか、現行のとおり。要は心配なのが、改正となっていますけれども、サービス低下にはつながらないものなのかどうかというのがちょっと心配になったんです。だから、その辺のお考えを伺いたいと思います。

それから、もう一つ、3ページの第7章の地域密着型特定施設入居者生活介護のところで、後ろのほうに、違うか、真ん中あたりですか、入居者の同意書を提出することが義務づけられている、最後にこの要件を撤廃するというふうに書かれているんですが、そうすると利用者の同意は要らないということなんですか。確認です。これって大丈夫なものなんですか。何かちょっとその辺が何か心配だと思ったんですけれども。

それから、3ページであれば、第9章の看護小規模多機能型居宅介護、これは柴田町にはあるんですか。ないですよ。だから、どこまでが柴田町にあって、どれが関係するのかということをお教えいただくとわかりやすいんですが、以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） ご答弁いたします。

関係資料のほうをお配りをさせていただきました。その1ページに、1ページの5番、主な改正内容といたしまして、括弧して（現在、本町にある事業は○で表示）というふうにさせていただきました。多岐にわたっておりますので、どれが該当するかということがなかなか判断しづらいかと思われましたので、ちょっとこちらのほうにメッセージをさせていただきました。

そして、その○でございますけれども、2ページの下の方に第5章小規模多機能型居宅介護というサービス事業があります。こちらは本町にありますということで左端に○をつけさせていただいたところでございます。

先ほど改正の内容はというお話でしたけれども、これいっぱい事業所のものが網羅されておりますが、この○印のほう、小規模の施設でございますが、改正内容は、従業員の員数と並びに登録定員、86条利用定員、こちらが変わります。また、次のページの3ページ、92条、こちらが本町にある施設の変わる場所となっております。

同じく、3ページの○ついては第6章認知症のグループホームでございますけれども、こちらは114条の設備等が変わるという内容になっております。本町におけるサービス事業所においてはこの2つの改正内容というふうにご理解いただければと思います。

それから、あとちょっと前後しますけれども、先ほど法定代理事業の廃止というお話がございました。こちらなんですけれども、こちらは有料老人ホームの場合でございます、この特定施設入居者生活介護事業所、有料老人ホームなんです、そちらが介護報酬を代理受領する要件といたしまして、有料老人ホームのみ国保連合会のほうに利用者の同意を提出するということが義務づけられておりました。

これはなぜ義務づけられていたかということなんです、ホームに入るとき、利用者は介護サービス費用を前払いで支払っているにもかかわらず、利用するときサービス費用ということで、また別に費用を負担するのではないかと、二重払いになるのではないかとということが懸念されておたわけでございますけれども、その利用者の返還をしない、報酬請求が行われることを避けるために利用者の確認を求めることになりました。

また、国の法律改正がありまして、有料老人ホームが前払い金を受領する場合は、前払い金算定の基礎を書面で書き記して相手に渡ささいということになりましたので、二重払いの二重受領の懸念はなくなっているということから、利用者の同意書は必要なくなったという経緯がございます。

サービスの低下になるのではないかと、全般でございますけれども、今回のこの改正内容は、これから高齢者の方がふえてまいります。それで、利用者にとって登録定員をふやしたり

する、あとは事故発生時の対応ということで質を高めましょうということが利用者のほうのメリット。あと事業者につきましては、従業者の兼務要件の規制を緩和すると、看護師の範囲ですとか、そういったものの規制を緩和しましょうということ、また、施設設置の場合の規制を緩和しましょうというふうな内容になっておりまして、社会保障審議会のほうのご意見や要望等を踏まえながらなったものとなっているところでございます。双方にとって利益のある改正だというふうに理解しております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 柴田町に該当しないのか、第三者による評価というところが何度も出てきて、そこには町や地域包括支援センター等の第三者が出席する、例えば介護医療連携推進会議に報告した上で公表というのは、柴田町の事業所も当たりますよね。そうすると、ここに利用者の家族とかというのは入らないんですか。やっぱりその声も大事だと思うんです。どのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 現在町のほうにはこの2つの事業所がございます。運営推進会議という名目で開催を2カ月に1回しております。その中には、町職員、私どもですとか、地域包括支援センターの職員、また行政区長、また本人も入りますしご家族も入ります。あとお近くの方も入りまして、毎月今月はこういうことをしました、来月はこういうことをしますというような報告と予定です、そういったもののお話し合いも進めております。また、その委員のほうからはいろんなご要望、ご意見等も頂戴しながら、その事業所の運営に反映していくという内容になっております。

○議長（加藤克明君） 再々質問よろしいですか。ほかに。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 1点だけお伺いします。

概要版の第4章の第79条の2、事故発生時の対応とあります。事故報告の仕組みを設ける。これについて詳しく教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 第79条の2でございますけれども、事故発生時の対応となっております。こちら認知症の施設において日中通っております。日中通っていて、あと夜も今度は保険外なんですけれども、保険外のほうでサービスを受ける。よくお泊まりサービスなんていうことをごらんになったかと思うんですけれども、そのようなことが今なかなか保険外でございまして、事故が発生するような件数がわからない、あとはどのような数の事業所がお泊まりサ

ービスを保険外でやっているかわからないということがありまして、こちら国のほうでそれは実態を把握をしましょうということになったものを受けてなったものでございます。そのようなものを含めていくということなのですが、そういう内容になっております。

現在町のほうでは〇がついておりませんので、現在ないんですけれども、今後そういったものを町が地域密着型の通所施設のグループ、認知症として設置した場合にはそれを義務づけていくという内容になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 実はですね、きょう皆さんいらっしゃるんですけれども、10年ぐらい前になりますけれども、まごころホームというのがあったんです。そのときの通所で自動車事故がありまして、中で事故があって、対応が悪かったのか、普通の病院で診てもらった。骨折がわからなくて、大泉記念病院に行って、そしてわかったんです。それで、その事故の経過が余りよくなくて半身不随になったんですけれども、どうもなかなか事故ということで解決の両方、事故遭ったほうとホームのほうとの事故についてなかなか和解が進まなかったと。

どうしてもこういういろんな事故があった場合は、当事者、ホームのほうとかその事業者と、それから事故遭った人との話し合いでなるものですからなかなか進まない。それで、どうも納得がいかないということで、その方もずっとほっぽり出してあったんです。何年かたって、副町長に行っていたりもしたんですけれども進まなかった。

これについて、私は第三者事故調査委員会というものを仲立ちに入れて、やっぱりなった場合どうしても事業者と被害者というか、けがした人が、事故になった人との話し合いばかりじゃなくて、第三者事故調査委員会なんていうのがあれば、もっとスムーズにいくんじゃないかと。最後にはけんかになるんです。現在あるホームでもそういうことが多々あるんです。

やっぱりホームを利用している側は預かっていただいていると、そういう弱みがあるんです。預かっているほうもやっぱりかさに着てそういうところをやるんです。私のところはすばらしいホームですなんて言っているんですけれども、中身はなかなか違うんです。ですから、私は第三者事故調査委員会というのを、これは町でやっぱり設けるべきではないかと。何か町でできなかつたら、そういう仕組みをここにつくっていくべきではないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 事故に関する取り組み方につきまして、これからこういったものがよろしいものなのか、私どものほうでも検討させていただきたいと思います。（「ちょっと

聞こえなかった」の声あり) 私どものほうでも検討させていただいて、どのようなものがよろしいものなのか、考えていきたいと思います。

○議長(加藤克明君) 再々質問ですか。

○16番(我妻弘国君) ぜひ検討して、やっぱりユーザーに、それから管理するほうの事業者にも、やっぱり双方によしというような事故調査委員会ができていれば安心じゃないかと、こう思います。ご検討をよろしくお願いします。

○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤克明君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。

これより、議案第6号柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第7号柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第8号柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

11時5分から再開します。

午前10時50分 休憩

---

午前11時05分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

---

日程第9 議案第9号 平成27年度柴田町一般会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第9、議案第9号平成27年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第9号平成27年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、制度改正や緊急の対応に要する経費などについて補正するものです。

補正の主なものは、コンビニ収納対応システム改修委託料、番号制度関連事業費、低所得者保険料低減分の介護保険特別会計への繰出金、槻木地区雨水対策工事請負費などを増額しており、それらの財源として国県支出金、財政調整基金などを充当しております。

これにより、歳入歳出それぞれ7,278万1,000円を増額し、補正後の予算総額を136億4,737万1,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書61ページをお開きください。

議案第9号平成27年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,278万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ136億4,737万1,000円とするものです。

補正の主なものにつきましては、制度改正や緊急の対応に要する経費の補正となります。主なものについてのみ説明をさせていただきます。

まず、64ページをお開きください。

第2表地方債補正です。

変更1件となります。これにつきましては、8款土木費の道路維持費におきまして槻木地区雨水対策工事の事業量の増大により、地方道路等整備事業費の起債限度額を2,470万円増額するものです。

67ページをお開きください。

歳入になります。

初めに、2番目の15款2項1目総務費国庫補助金2,395万5,000円の増ですが、1節番号制度システム整備費補助金、それから3節個人番号カード交付事業費補助金ともにマイナンバー制度の事業実施に伴う補助金の増額補正となります。

次に、一番下になりますが、16款3項3目1節教育費委託金の一番上、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業委託金148万8,000円は、東日本大震災の教訓を踏まえまして、学校における防災教育等の取り組みを支援する委託金となります。

次のページになります。

一番上です。19款1項2目基金繰入金1,089万1,000円の増ですが、財政調整基金から補正財源として繰り入れするものです。これによります財政調整基金の残高は10億8,032万134円となります。

なお、調整等管理基金との合計額につきましては12億8,038万7,974円となります。

次に、21款4項2目5節雑入の財団法人自治総合センターコミュニティ助成金660万円につきましては、槻木地域づくり推進協議会の活動備品整備及び西船迫四丁目地区集会所の備品整備、しばた100選事業に対する助成金の内示決定を受けまして、補正計上するものです。

また、独立法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金160万円につきましては、さくらマラソン運営費として助成金の内示決定を受け計上するものです。

22款1項3目土木債2,470万円の増ですが、先ほど地方債補正で説明しましたとおり、事業内容での町債の増額補正となります。

次に、69ページになります。

歳出です。

2款1項3目情報政策費13節委託料の一番下になります。コンビニ収納対応システム改修委託料799万2,000円の増ですが、これにつきましては、町税等の納入の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアでの収納対応のためのシステム改修に係る委託料です。実施につきましては、平成28年度を予定をしております。



次に、4目まちづくり推進費19節負担金補助及び交付金の620万円の増につきましては、さくらマラソン実行委員会補助金として160万円、これにつきましては、歳入で説明しましたとおりスポーツ振興くじ助成を受けております。それから、コミュニティ助成事業補助金460万円につきましては、これも歳入で説明しましたとおり財団法人自治総合センターコミュニティ助成金を受け補正計上するものです。

70ページになります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費19節負担金補助及び交付金の通知カード・個人番号カード関連事務費交付金1,332万1,000円の増は、歳入で説明しましたとおり、マイナンバー制度の事業実施に伴う通知カード作成などの事務経費につきまして、地方公共団体情報システム機構への交付金を計上するものです。

次の3款1項2目老人福祉費393万4,000円の増ですが、議案第5号で議決いただきました介護保険条例の一部改正に伴いまして、低所得者の保険料軽減分についての介護保険特別会計への繰出金の増額補正となります。

次のページ、71ページになります。

8款2項2目道路維持費15節工事請負費2,850万円の増ですが、これにつきましては、歳入で説明しましたとおり、槻木地区雨水対策工事について上町排水路から南浦排水路までの区間を追加施工することに伴う増額補正となります。

次に、72ページになります。一番上です。

10款1項2目教育管理費18節備品購入費120万円は、県からの防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業委託を受けまして、緊急地震速報受信機器を2台購入するための増額補正となります。槻木小学校、船迫中学校の2校に設置を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は、地方債補正を含め歳入歳出一括いたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 67ページの番号制度システム整備費補助金と、その下の個人番号カード交付事業費補助金について、いわゆるマイナンバー制度なんですけど、最近年金情報が漏れたということで、このマイナンバー制度の実施がおくれるんじゃないかというたしかマスコミに出ていると思いましたがけれども、お聞きしたいのは、もう国の関連法案というのは、これ確定してもう実施することになっているというふうに完全に理解していいんでしょうかということで

す、1つは。

それから、上のほうはシステム整備費、下のほうはカードなどの交付事業費補助金というんですか、この違いとか、あと通知カード・個人番号カードという、このちょっと内容の説明もお願いしたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、マイナンバー法については、もう既に決定事項というようなところでもう事務を進めているというところなんです。それに伴いまして、1節の番号制度システム整備費というようなものについては、もう住民番号に12桁を税、住基、住民情報です、それを付番するというシステムの設計料がこちらのほうの整備補助金というふうな形で項目をつくらせていただいているというような内容です。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 続きます、個人番号カード交付事業費補助金関係についてご説明いたします。

先ほど歳入の中でご説明したとおり、柴田町の人口、住民基本台帳に登載している人口、平成26年1月1日現在の人数は3万8,604人です。それに基づいて国のほうで計算しまして、人口割でもって1,332万1,000円というような金額です。この内容については、まずことしの10月1日に住民基本台帳に登載している方に番号の通知を差し上げるというような内容です。その後において、28年1月にそのカードの交付というような事業があります。

○議長（加藤克明君） 課長、済みません、マイク近づけて。

○町民環境課長（鎌田和夫君） はい、これは全て先ほどご説明したとおり、地方公共団体情報システム機構という機構に委託するというような内容です。通知書発行して、それでもってそれを処理するというふうな業務がそちらのほうのシステム機構のほうに委託する内容になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） そうすると、年金情報問題ということあるけれども、柴田町としては粛々とやることはやると理解していいのかという点と、結局今通知カード・個人番号カードありましたけれども、これ支出のほうにあれですけども、全部その団体に丸投げということで、ただお金が柴田町に1回きて、もうすぐそっちにいくという、そういう意味なんですか。支出のほうのもしかすると70ページにカード関連事務費交付金という名目があって、私そっちのほう質問しようかと思ったんですけども、例えば町民からそういう丸々丸投げして心配な

いのかと、情報漏れがないのかという、そういうこと出てこないでしょうか。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） マイナンバー、番号制の進め方については、国からある程度の指針と昨年からのシステムの改修費をいただいて、もう本当に粛々とスケジュールどおり進めなければならないというところです。9月には、前回もお話ししましたように、条例改正の部分がありますので、それは議会のほうに提案というような形で、本当にスケジュールどおり進めなければならないというようなところで、今各担当が業務を請け負っていただいている、担っていただいているという状況です。

○議長（加藤克明君） よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。5番斎藤義勝君。

○5番（斎藤義勝君） 69ページ、2款1項4目まちづくり推進費の中の負担金補助及び交付金の中のさくらマラソン実行委員会補助金160万円とありますけれども、これについてお伺いいたします。

この大会は、これはざっくりなんですけれども、一応参加者から参加費として1人当たり3,000円、そして参加人数は確か2,800人と聞いていたんですけれども、これの収入額が約900万円弱と、それにこれ当初予算で200万円の一応補助金を承認したわけでございます。それで、合計1,100万円前後で運営される予定と私は思っておりました。きのうのまちづくり政策課長の答弁もこのようでありましたし、私はそれは一応当然だと思っております。

しかし、ここに重要な追加予算160万円の事案が上程されているんですけれども、これを審議採決するのに我々手元に何の追加の検討材料といいますか、資料というものがありませんけれども、これについてお伺いいたします。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 昨日も質問の中でお答えしました。主体的なところは実行委員会とそういうような中において町は助成金、補助金を足が出た場合できる範囲の中で予算的な支援をしていきたいという、そういう側面の体制の中で今回準備させていただいたというようなところです。

それで、実際的には4月18日にさくらマラソンを実施させていただきました。それで、昨日からの質問の中にもまず誘導関係、簡易トイレ関係、当初の予定以上にやはりいろんな警察、団体等との打ち合わせの中で想定していた場所以外に設置しなければならない、シャトルバスも多く配置しなければならない、整備員も警備員も多く配置しなければならないと、こういうような状況が当初の計画より大幅にふえてきました。

そういうようなことを加味して我々のほう、町のほうにも実行委員会から相談はありました。そこで、我々のほうとしては今回スポーツ助成金を活用して何らかの支援ができないかと、不足部分については助成金を活用した中でさくらマラソンのほうに支援できないかというようなところで、t o t oの宝くじのほうに町が申請をしたというところでは、そこで認めていただいた金額が160万円というようなところでは、

それで、収支決算というようなところで、今回の算定に当たりまして、実は収入金額については約1,310万円の収入金額という金額が出ておりました。支出金額です。約1,498万円です。差引として190万円のマイナスというようなところで、今もって実行委員会としてその160万円の手だてがないというようなこともありましたので、緊急に申請を受けて認めていただいた160万円を前回当初の200万円に加算して支援を決めさせていただいたというようなところでは、それでも30万円程度は赤字になるというようなところで、これは実行委員会の中で負担をしていただくというようなところでの話はさせていただいているというところでは、

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 今課長から差し引き188万円のマイナスが出て、160万円の追加補助金を出すので、三十何万が一応実行委員会で負担するとなったんですけれども、何かこの手元に資料ないと160万円の追加補助金をやって、さらに次に、また追加の補助金の可能性が出るんじゃないかと私は懸念しているんですけれども、やっぱりこの辺はもうちょっとガラス張りにして公表すべきだと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） あくまでもこれについては、まず実行委員会からの試算の案というようなところでしかまだ出てないというようなところでは、それで、今回はあくまでも赤字の補填ということではなく、運営費として町が申請したものを実行委員会にスポーツ振興のために手だてを加えてあげるというような位置づけで考えておりました。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） そうしますと、もうこのさくらマラソン終わってから、もう大体一応50日ぐらいたっているわけです。であれば、決算報告書とは言いませぬから、この場に先ほど課長から収支の明細はお聞きしましたけれども、収支報告書なり、または収支明細書を議会に一応提示してから上程してほしかったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実はこのマラソンについては4月18日にもう競技的には

完了させていただいていました。それで、もう事業も執行して、やっぱりいろんな支払いも生じてきております。これ以上の遅延になると競技を負担していただいた会社等についても多大な迷惑をかけるというようなことがありましたので、今回の6月の議会を1つの区切りとして、まず宝くじ助成金を追加的にスポーツ振興のためにというような位置づけの中で加えてあげたほうがいいだろうというような判断で、今回上程させていただいたところです。実際的にはまだきちんと精算が終わってないというようなところの話は聞いておりました。

ただ、実際的には議会のほうにはある程度正式な決算というようなタイミングのほうがいいのかというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

69ページの同じさくらマラソンの助成金について質問をしたいと思います。

実は私第8回目のさくらマラソンの実行責任者でした。私のときは町からの補助金はなかったものですから、町のお金を使わずに経済的な責任は最終的には負うつもりで本当に爪に火をともしような形で運営をいたしまして、八十数万円の準備金を次の実行委員会のほうに送ったと経験があります。その経験の中からちょっと5点ほど質問させていただきたいと思います。

1点目は、参加費の決め方なんですけど、普通我々の、8回もそうだったんですけど、必要経費を積み重ねていって、そしてその参加人数で割って参加費を決めていくというのが普通なんですけど、この辺が甘かったのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

次に、2番目に前回質問ありましたように200万円、今回160万円、計360万円という資金注入になるんですが、このような資金注入が住民発意の、住民運動としてのマラソン、こういうイベントの継続にプラスになるものなのかどうか、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

3番目は、今話がありましたように、これで全体的な収入、これ以上のプラスは助成があるのかどうかということ、ないとは思いますが、その辺確認したいと思います。

それと4番目に、斎藤議員もお話しになりましたけれども、公的資金を使っている以上、どのような会計がなされていたか、そして外部発注も含めてどのような見積もり合わせを多分やっていると思うんですけども、どういうふうな形でこの業者が決められていったのか、その辺を納税者の町民のほうに明らかにする義務があると思うんですけども、その辺についてお聞きしたいと思います。

それと、最後なんですけど、運営内容、私も折に触れて聞いていたんですけども、大会開始の直前になってから、今までになかったような予算以外の、予算計画以外のものが物品の購入

が各部門でなされたということを聞いております。そうすると、きちっと計画を立てて進めていくという、そういう運営自体ができていたのか、その辺も疑問に思うところあるんですが、このようなことに対する指導というのはどのような形でされていくのかお伺いしたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 5点ありました。

まず、参加費の決め方です。これについては実行委員会で決めるべきでありますし、私のほうも昨日お話をしました、歳入イコール歳出だろうというようなところの考え方の中で実行委員会にはお話をしておりました。しかし、主体的には実行委員会の考え方でも参加費は決めさせていただいたというようなところではあります。

それから、住民運動の盛り上がりというようなところで2年間まちづくり政策課も側面支援をしてきました。土曜・日曜なく平日の夜も限りなく集まりながら意見を交わして作業をやっていたというようなところではあります。そして、実際的に事業運営をする中において、やはり今までの事例というか、自衛隊の中でやっていた規模以上のものが必要になってくるというようなことがその都度、その都度出てくるということで、当初計画外の費用がまず発生してきたというようなところがありました。

そういうようなところにおいて、実際競技が終わったということで、今度は借金だけが残ったとなると、やはり我々のほうとしては新しい町の担い手づくりというようなところで、やっぱり町を元気にするためにはいろんな団体の皆さんの力をかりたいということと、今後継続をするためにも、やはりその財政的な負担、人的な負担かなり多くかかって、これ以上のものはもうやめたいと、継続したくないと、こういうような形の団体に持っていきたくないということで、できるだけその辺公的支援もさることながら、助成金を活用して、まず実行委員会を支援してきて次に続けていきたいというふうに考えておりました。

それから、3点目です。これ以上の助成金があるのかということですが、今のところこれで終わりというようなことで考えております。当然公的資金が入っております。その辺についてはきちんと精算をするということと、今回 t o t o の宝くじの助成金もいただいております。ここにもきちんと精算を載せて報告しなければならないということがありますので、この辺は精算が終わった時点においてきちんと公表するなり的手段を考えていきたいというふうに考えております。

それから、大会運営の内容です。やはりハーフマラソンとなると、いろんな安全面、いろん

なものについて自衛隊の敷地の中でやっていた以上に気を配らなくちゃならないというようなところがあります。ですから、先ほどもお話ししましたように、計画外のところが出てくるといこともやむを得ないだろうというようなところの認知はしておりました。

ただし、できるだけ経費はかけないでやれる方式はとれないかということは再三お話は申し上げていましたが、やはり大会が近くなってくるに従って、やはりそれもできなくなって、民間委託とかお金である程度の解決をしなければならないというか、そういうようなところで実行委員の方もかなり悩みながら、その辺の決断をして今回の4月18日を迎えたというようなところではあります。

○議長（加藤克明君） 財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 補助金の実績の支出の関係なんです、平成24年の際にも100万円というようなことで実行委員会のほうに補助している状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かに100万円は宝くじ助成のほうから100万円いただきまして、それでやっておりました。今の中でちょっとお聞きしたいんですけども、ランナーからの評価を見ますと、それなりの参加費をもらった活動、運動、マラソン大会という評価があったんです。ということは、それなりの参加費だったんじゃないかと、ランナーにとってです。という形を私受けたんですけども、そういった中で、ほかの大会に比べて参加費がどうだったのか、これも会計が明らかになっていったときにわかると思います。

それと一つ心配なのは行政の公平性という形なんです。360万円といいますと、平成25年度の決算書を見ますと、桜まつりのほうでも340万円の補助という形になっていますので、それを上回る補助になるんですけども、こういう形で実際やって赤字になったから役所のほうで全部見るということになってきますと、ほかのほうの団体のほうでどういうふうな形で共催という形になっていて、やって赤字になれば役所が面倒見てくれるという形に受け取られかねないと思うんです。

そうすると、そういった形でどんどんやっていくことが持続可能なイベントというか、持続可能性としてどうなのかということにはちょっと疑問が残ると思うんですけども、その辺についてどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） まず、前提として今回のさくらマラソン、我々は大変市民活動で盛り上がった運動だと、結果だったと思うんですが、秋本議員はこのマラソンを続ける方向での質問

なのか、それとも赤字が出て税金も投入しているので、ここで公平性からやめろというのか、はっきりしていただかないと、かみ合った議論ができないんじゃないかというふうに思っております。

それで、もう議員になられて2年になるので、事務の手続をきちっと覚えていただきたいというふうに思います。これから柴田町の補助金分200万円につきましては、必ず実績報告書というのを今年度中に出さなければなりません。その実績報告書に基づいて事業内容、経理に問題がなければ町として額の確定をすると、それで報告書が決まるということになります。

ですから、今回もなるべくだったら税金といってもスポーツ振興の宝くじ等々並行して、あらゆる10分の10のお金を模索して支援をしたということでございます。また、200万円については、この場で議論をして議会でお認めをいただいている200万円ですので、自分もその一端、責任があるということでございます。その辺も考えていただかないといけないというふうに思っております。この実績報告書につきましては、当然決算委員会で審査をしていただくことになるかというふうに思っております。

ですから、自分がやったときにもきちっと、その内容はスポーツ振興のお金だったということだったんですが、今回160万円もそのスポーツ振興のお金でございますので、これについては秋本議員がやられたときと同じパターンと、200万円についてはこの議会で議論をして支出を認めていただいたということを分けて考えていただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 今のほうで少し自分の立場を明らかにしろということでしたので、私は一番最初から始めたときから住民運動として住民が主催するマラソン大会としてこのマラソン大会は非常に意義があるし、続けていく必要があると思っているから始めたわけでありましてから、やめなさいということは一言も言っていないつもりでおりますし、ぜひその辺は理解してほしいと思っております。

ただ、住民本位の活動を続けるために、最初予算案に入っていました200万円、これもやむを得ないのかと思って私も賛成しました。ただ、こういう形がどんどんと続いてきて、来年、再来年と続けていったときに、今回の議会での質問を私も聞いておりましたけれども、それがもう最初からあるというような運営になってしまわないかということが一つの懸念材料としてあるわけです。だから、そういったときに、そういう体制で動くことが持続可能な運動になり得るのかというところの疑念が残るからこの質問をしているわけです。決してやめなさいということを言っているんじゃないということだけは理解してほしいと思うんですが、その辺につ



いてもう一度お願いいたします。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） わかりました。じゃあ前向きにしていきたいというふうに思っております。秋本議員も大会運営して責任者となったときに町への資金の提供を要求されました。町ではなるべく先ほど申しましたように、スポーツ振興という立場でいろんな補助金を探して、結果としてスポーツ振興資金100万円を当時のさくらマラソン大会にお出したということでございました。

今回は規模が大きくなり、またハーフマラソンというまちづくりにとって大変有効な政策でございますので、もちろん進める実行委員会のほうには収支バランスをとっていただきますけれども、町としてもそのさくらマラソンというのはまちおこしに大変有効でありますし、協働事業として大変有効でありますので、継続したいと。継続するときに町でやらなければならないものという観点から、例えば安全確保とか、そういう面でお出しできる資金についてはある程度支援するのはやむを得ないというふうに思っております。

ほかのイベントにおいても支援をしておりますので、その適正な金額についてはやはり議会で議論すべきだというふうに思っておりますが、このさくらマラソンを継続して一緒にさせていくためには、やはり実行委員会の今回のあの努力を見れば、町で例えばこれをやれということだと、相当のお金を投入しなければなりません。そういった意味で協働でやらなければなりません、主体的に動くのはあくまでも実行委員会、町は側面を全面的に支援して一緒に継続できるようにこれからも支援をしてまいりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。17番星吉郎君。

○17番（星 吉郎君） ページ数69ページの負担金補助及び交付金の関係で、槻木まちづくりの会補助金の内容をお願いしたいと思います。

もう一つ、71ページの土木費、工事請負費の中の槻木地区雨水対策工事、先ほど町長は増額ということで話しておりましたが、今現在工事が中途になっておりまして、今月末に終わるんだという話は聞いておりますが、これ以降どのような格好で、どのようになっていわゆる郵便局のほうに入っていくんだという話であります、その金額が2,850万円ということですので、しかも、船岡地区雨水対策と一緒にということで、この金額で間に合うのかどうか、その辺を聞きたいと思ひます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、69ページの企画管理費の槻木まちづくりの会の補助金の内容です。

実は昨年から活動しておりました槻木まちづくりの会の研究会、これが1つの3月に答申を出しました。それをもとに実行委員会が組織されました。そこで今回まず第1回目として7月20日、海の日なんです、槻木駅裏というか、駅西のほうで夏休み槻木子どもまつりというもののイベントを開催しようというようなところで、今槻木地区、柴田小学校区の住民の方たちに呼びかけをしながら、イベントの計画を行っているというところなんです。

当日は槻木駅西側のロータリーを中心に使いまして、そこに面する町道、それを通行どめにしてイベントをやろうというような内容です。今回約200人の子供を対象にした事業で進めていきたいというふうなところで今計画をしております。その中において、特に槻木地区の特徴であります地場産についても4カ所のほうに産直市じゃないんですが、軽トラ市を各地場産のほうから1車ずつ出していただけないかというようなところ、そして槻木の竹を使ったところの竹材を使って流しそうめんをやろうとか、こういうようなイベントを7月20日行うというようなところで、今回会員約10名の会費だけでは足りませんので、町のほうとして事業費を支援したいというようなところなんです。この中においても事業費の中でイベントだけではなく、当然今後自分たちの活動のために研究費も踏まえた中で、今回30万円を助成するというような内容です。

○議長（加藤克明君） 2点目、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） ページ71になります。槻木地区雨水対策工事の関係です。

この金額でということなんです、これから入札の関係がありますので、槻木、船岡の具体的な数字についてはちょっとお答えできませんが、初めに工事量だけちょっとお話しするとご理解いただけると思いますので、槻木のほうにつきましては、1メートル70センチのボックスを今継続的に事業をしていますけれども、64.2メートルです。船岡地区のほうにつきましては、既設水路の勾配コンクリートと、これは船岡の南を今想定していますけれども、既設側溝の勾配コンクリートを打つと、あと一部側溝のちっちゃな300足らずの側溝ですけれども、その接続になりますので、多くは槻木のほうに検討しているということです。

槻木の雨水につきましては、全体延長で331.4メートルありまして、平成26年度で今繰り越しで今月末を工期末として今進めていますけれども、149.2メートル施工しているんです。その接続する最終箇所、用地の協力をいただいて接続するための用地を取得しました。

4月会議のときにまた追加でお願いをしたんですけれども、今度はそこに常設型のポンプを

入れるための用地交渉を内々続けてきておりまして、交渉うまくいまして用地の取得に伴って常設のポンプが入る。これまた今月末までにおさめたいというふうに今進めています。27年度は当初におきまして槻木生涯学習センター交差点から郵便局まで118メートル、これは予算をつけていただきました。

これにつきましては、今月中の契約に向けてもう既に進めております。今回お願いするのは、残りの64.2メートル、これはポンプが入るということで、つなげば効果が発現するので、できるだけ早く効果を発現したいということで、今回お願いをするものです。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○17番（星 吉郎君） 69ページの槻木まちづくりの会であります、今7月20日に委員会というんですか、会合をしましてやると聞いたんですが、7月20日が槻木の夏まつりの日だったのか、ちょっと記憶に入っていなかったものですから、ちょっと教えてほしいのと、実は各地域で7月は夏まつりと称して育成会が催しするものがいっぱいあるんです。それで、それとぶつからないような日に設定してもらえばいいのかと私今思ったわけではありますが、その辺の実行日はいつなのか。20日にするんですか。20日というのは、ああ、そうか、休みの日か。海の日で……

○議長（加藤克明君） 勝手にやらないで。

○17番（星 吉郎君） わかりました。その辺やはり子ども会育成会との協議もしてほしいと思うわけでありまして、その辺ちょっと説明してほしいと思います。

それと、71ページの今の都市建設課長の話であります、この数字はやはり南浦排水にしてみれば大切な水路でありますので、ぜひとも実行に向かって進めてもらえばいいと思いますので、今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 7月20日の日程については、まず夏休みに入る最初の海の日というようなところで、関係する皆さんと調整しながら決めさせていただいたというところなんです。

それから、今回のイベントについては、実は育成会、各育成会にも相談を申し上げていました。というのは、イベントだけじゃなくて、やっぱり模擬店を使って地域のものを食べたり遊んだり、こういうようなものを育成会から参加していただけないかというようなところでの募集ももう既にさせていただいて、本当に子供を取り巻く各団体の方たちにももう既に声をかけて進めさせていただいているということです。

この事業は、あくまでも大人だけではなく育成会のご父兄にも参加していただきたいという  
ような願いも込めて、当日は参加された親御さんに来年のイベントに向けてのボランティア募  
集とか、会員登録とか、こういうようなものも継続的な事業の中で取り組んでいくというこ  
とで、第1回目、7月20日に計画を今させていただいているというところです。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。3番吉田和夫君。

○3番（吉田和夫君） 1点だけご質問をいたします。

69ページの2款1項4目まちづくり推進費1節報酬、8節報償費、これは地域おこし協力隊  
の報酬と報償費ということで、多分項目変更だと思うんですが、項目変更の理由と、それから  
現在入間田地区に地域おこし協力隊を募集して入れるというふうにお話は町長答弁にあったと  
思いますけれども、現在どのようになっているのか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 変更理由です。実は当初の設計の中において、我々ま  
ちづくり政策課のほうでは非常勤の特別職というようなところの位置づけで考えておりました。  
しかし、やはりいろんな活動をする中において、そしてあと、国と相談する中において、やは  
り非常勤の特別職ではある程度活動に制約がくるのではないかというようなところがありまし  
て、今回報償費というようなところで役務の提供です。つまり地域おこし隊の業務をする者  
に対して謝金というような位置づけで活動の自由度を高めたほうがいいのではないかというよ  
うなところの結論を内閣府と相談した中で得ましたので、今回項目の変更をして活動の促進、制  
限を解除させていただいたというようなところです。

募集については、今回の財源が決定しましたというようなところで項目変更が認めていただ  
ければ、あすじゅうにもJOINというようなところに募集の記事を出したいというような  
ところで今進めております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。10番佐々木守君。

○10番（佐々木 守君） 69ページ、まちづくり推進費の中の19節さくらマラソン実行委員会補  
助金160万円についてなんですが、先ほど第8回の大会には町から助成金は受けてなかったと  
いう話なんですが、私の記憶では130万円の町からの助成金があったと思うのですが、その点  
をご説明いただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 第8回のさくらマラソンについては、実は宝くじ助成の  
中で100万円を助成申請いたしまして、認めていただきました。そこで、さくらマラソン実行

委員会のほうに助成金として100万円を支援をしたというようなところです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 69ページの同じくまちづくり推進費の19節負担金のコミュニティ助成事業補助金のほうの詳しい説明を、先ほど2つの事業を挙げていたんですが、もう少し詳しくお願いします。

それからもう一点、72ページの教育費、教育管理費の防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業の詳しい内容をお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、お答えします。

コミュニティ助成補助金については2団体です。1つには槻木地域づくり推進協議会。この助成目的については、メタセコイヤのLEDを交換するというような事業について、今回コミュニティ助成の支援を受けたというところです。

それから、あともう一つは、西船迫四丁目町内会の集会所施設の備品の更新というようなところで240万円受けております。以上です。

○議長（加藤克明君） 2点目、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 防災教育を中心とした実践的安全教育ということです。

これにつきましては、今年度槻木小学校を基点としました安全対策ということで、安全点検の見直しとか、子供たちの安全教育の徹底並びに現在も作成しております交通安全マップというのを見直し等を進めまして対応していくということで、中身はそういうになっておりました、財政課長お話ししたとおり、備品購入につきましては、槻木小学校と船迫中学校に緊急地震速報の受信機ということで、各1台ずつを設置するという内容でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） コミュニティ助成事業のほうの西船迫四丁目の集会所の備品ってどういうものなんでしょうか。240万円、大きいんですが。

それから、防災教育のほうなんですが、そうすると、例えば防災アドバイザー謝礼が出ていますが、これはあくまでも槻木小学校区の中で行う事業だけというんでしょうか、そういうふうに見えていいんでしょうか。備品だけが船迫中学校にも入るということでしょうか。そうすると、この地震速報受信機って実際にはどういう場所に設置して、どのような活用がなされるん

でしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 西船迫四丁目町内会の費用内訳です。エアコン2台、ブルーヒーター1台、あとテーブル、腰かけ、こういうようなもので約40台ということです。それからプロジェクター、スクリーン、ブルーレイレコーダー、こういうようなものの内訳で申請を認めていただいたというところです。

○議長（加藤克明君） 2点目、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） アドバイザーということで、今回は槻木小学校のみということの対応です。

緊急地震速報というのは、震度5とか、大きな地震が来ますとかと、例えば役場だったら総務課の後ろにあるんですが、機械装置です。地震があつたらお知らせするという装置です。職員室とかに配置しまして、そこから校舎内に万が一例えば震度5とか、震度6が発生すると、予知的な通知が来ましたら、それに基づいて子供たちが退避したり対応するというふうな中身の地震に対する予知というのに対応するシステム装置です。

○議長（加藤克明君） 再々質問になります。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） その地震速報受信機なんですが、そうすると、例えば職員室に設置をして、それが各教室全てに同時に配信されるというふうに、スピーカーを通してとか、そういう、どういう形で各教室に行くのか、それを伺います。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 現在槻木中学校と船岡中学校にはあるんですが、この槻木中学校であれば、全校舎にその予知に対する音声が発信されまして、子供たちがそれに応じて対応するというふうになっております。なので、とりあえず校舎内に全て放送設備を介して発信されるということです。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 72ページの今の緊急地震速報、これ今回つけることで町内の学校全校に設置ということになるのでしょうか。以前私一般質問でこの緊急地震速報のこの機械をつけるべきだということで、船岡中学校等についたというのはわかっているというよりも、知っていたんですが、今回つくことによって全学校につくのかどうかということをお聞きしたい。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） これにつきましては、現在宮城県内で石巻市と柴田町だけがこ

の関係の補助ということで対応させていただきました、今年度は。今回県のほうからの話もいただきまして、継続的に単年度ではなくて引き続き1年、2年と継続した補助としてお願いしたいということでの話をさせていただきましたので、引き続き今回は槻木中学校と船迫中学校でございますが、それ以外の小学校につきまして残り5校、まだ設置していない状況でございますので、それにつきまして順次設置するという方向で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） ぜひ検討というよりも実施していただきたいということと、大変聞きにくいというか、あれですけれども、いわゆる補助金、交付金みたいなのがないと、町独自でできないのかどうかということです。やはりこの辺は子供たちにとっても大事なことなので、やはり補助金を待つということではなくて、独自につけられるのであれば、そういうふうにしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 前向きに考えながらも、県のほうでの補助にのっとった形でお話をいただいておりますので、その線に応じて対応していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号平成27年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第10号 平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第10、議案第10号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、国保制度改正に伴うシステム改修経費を措置するものです。その財源として財政調整交付金を充当しております。これにより、歳入歳出それぞれ37万8,000円を増額し、補正後の予算総額を47億2,218万円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書77ページをお開きください。

平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億2,218万円とするものです。

今回の補正につきましては、システム改修の増によるものです。

80ページをお開きください。

歳入です。

3款2項1目財政調整交付金37万8,000円を増額ですが、これは国保事業報告電算システム改修委託に係る特別調整交付金の増になります。

次に、同じページの歳出です。

1款1項1目一般管理費37万8,000円の増は、歳入の特別調整交付金に計上しました国保事業報告システムの制度改正に伴う業務委託に係るものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第11号 平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第11、議案第11号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、鷺沼排水区流末の改修工事実施に伴う委託料、工事請負費などを補正するものです。これにより歳入歳出それぞれ1,486万円を増額し、補正後の予算総額を25億554万2,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） それでは、議案書81ページをお願いいたします。

議案第11号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算につきましての詳細説明を申し上げます。

第1条です。歳入歳出それぞれ1,486万円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億554万2,000円とするものであります。

83ページをお願いいたします。

地方債の補正です。

公共下水道事業費の起債でございます。未普及対策、浸水対策及び長寿命化対策おのおのの事業債に加えまして、公営企業法適用化以降業務委託料、当初予算1,500万円が平成27年4月以降県との協議によりまして起債対象と認められましたことによりまして、地方債の限度額を

補正するものであります。

補正前の限度額 4 億9,040万円から起債対象となりました公営企業会計企業債1,490万円を追加いたしまして、補正後の限度額 5 億530万円とするものであります。

85ページをお願いいたします。

4 款繰入金 1 項 1 目他会計繰入金の 4 万円減額につきましては、歳出総額を上回る歳入額について 4 万円を一般会計に戻し入れを行うものでございます。

7 款町債の補正です。83ページの地方債補正で説明した内容と同様となります。最終的には 1,490万円追加になりまして、補正後の額 5 億530万円に増額補正するものでございます。

同じく、85ページの歳出です。

1 款総務費の補正です。1 項総務管理費 1 目一般管理費でございますが、23節償還金利子及び割引料の過誤納還付金が現在で 2 件発生しておりまして、約 5 万円になっております。当初予算 3 万円ではちょっと不足が生じてまいりましたことから、今回ことしの年度内の発生対応予算も含めまして 6 万円の補正をお願いするものでございます。

次に、2 款下水道事業費の補正です。1 項下水道事業費 1 目公共下水道建設費ですが、鷺沼排水路の流末箇所 JR 東北本線を横断いたしまして、約 50メートル下流の水路が雨水によりましてのり面が洗掘されております。放置しておくと崩れる危険がありますことから、今回改修工事に必要な 13 節委託料 200 万円並びに 15 節工事請負費で 1,280 万円の補正をお願いするものでございます。

改修工事の必要な延長につきましては、右岸側で 66メートル、左岸側で 46メートルで、合計で 112メートルとなっております。改修方法はかごマットを 3 段とか 6 段積みまして、上部のほうは植栽工を実施するものでございます。

86ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

公共下水道事業債ですが、当年度中の起債額見込みの補正となります。補正前 5 億320万円の見込額に対しまして、起債対象となりました公営企業会計企業債1,490万円を追加いたしまして、補正後 5 億1,810万円の見込額とするものでございます。

以上詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑は地方債を含め、歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第12号 平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第12、議案第12号平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第12号平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、介護保険料及び地域支援事業について補正するものです。

歳入につきましては、第1号被保険者の保険料の減額、歳出につきましては、地域支援事業費を組み替えるもので、予算総額の増減はありません。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

87ページをごらんください。

平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算です。

第1条です。歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出それぞれ26億9,247万9,000円とするものです。

今回の補正につきましては、介護保険料及び一般会計繰入金並びに保険給付費、地域支援事

業となります。

90ページをごらんください。

歳入です。

1款1項1目第1号被保険者保険料の393万4,000円の減額は、第1段階の保険料軽減を行うことによる減額であります。

7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金の393万4,000円の増額は、ただいまご説明いたしました低所得者保険料軽減分に係るものであります。

91ページをごらんください。

歳出です。

2款1項1目居宅介護サービス給付費につきましては、歳入予算補正に伴う財源内訳の組み替えであります。

4款2項1目包括的支援事業費及び3目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、委託料予算の組み替えでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日第13 意見書案第1号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第13、意見書案第1号ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。15番白内恵美子さんの登壇を許します。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。

ただいま議題となっております意見書案第1号ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書(案)

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が、社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締結国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実現するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月11日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

法 務 大 臣 殿

以上です。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第1号ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、法務大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

---

#### 日第程14 陳情第1号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情

#### 陳情第2号 南京事件を扱う学校教育の適正管理に関する陳情

○議長（加藤克明君） 日程第14、陳情に入ります。

本定例会議の本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

陳情第1号については、さきの日程にて意見書案として提出され、可決されておりますので、ここでは報告のみの取り扱いといたします。

陳情第2号については、議会運営委員会の協議により配付のみの取り扱いといたします。

これで本定例会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じますが、休会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、平成27年度柴田町議会6月会議の終了に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

今回の議会では、工事請負変更契約、平成26年度各種会計補正予算、繰越明許費繰越計算書など、18件の報告並びに提案申し上げました議案では、平成27年度一般会計補正予算を初め各種会計補正予算4件、条例6件などを含め11件の全てで原案のとおり可決いただきまして改め

て御礼申し上げます。

報告いたしました平成26年度一般会計補正予算では、過去最高額だった平成25年度の財政調整基金と町債等管理基金の合計額15億円に、さらに1億円積み増しし、柴田町始まって以来の16億1,000万円余りの積み立てをすることができました。

また、これとは別に平成27年3月補正予算と年度末の専決処分において総合体育館と図書館の建設に向けた基金を積み増ししました。その結果、それぞれの基金の現在高を1億円台に乗せ、合わせて2億1,500万円の基金を定期預金に積み立てることができました。

平成26年度においては三名生児童館、槻木小学校プール、北船岡町営住宅3号棟建設、しばた千桜橋、そして里山ガーデンハウスの整備を行った上での積立金の確保だけに大変うれしく思っているところでございます。

このように基金への積立金の増額を図る一方で、平成27年度当初予算及び今回の6月会議の補正予算で3億3,000万円程度の基金を取り崩し、道路整備や水害対策など住民サービスの充実・向上にも努めたところでございます。

今回の一般質問では、16人の議員の皆様から柴田さくらマラソン大会、しばた千桜橋、桜まつりを初めとする各種イベント、学校教育、介護保険、医療制度、育児・子育て支援、消防団、道路等の整備など、99項目にわたるさまざまな提案がなされました。

さらには、今後の公共施設等の管理運営について、いわゆる公共施設マネジメントの進め方についてもご議論いただき、また農産物直売所、フットパス事業等の地域経済活性化を図るための地方創生に関するご意見等もいただきました。

一般質問で提案されましたこれら事業等につきましては、真摯に受けとめ、7月の地方交付税の動向を見ながら、9月補正予算で対応をしまいたいと考えております。

さらに、今後の大型プロジェクトである総合体育館、図書館、学校給食センターの建設においては、後年度において財政負担の軽減が図られるよう基金の積み立て等の財政措置を強化してまいります。

結びになりますが、来年度は町制施行60周年記念として全国桜サミットの開催も予定しておりますので、船岡平和観音像修繕工事等の船岡城址公園内の整備やしばた千桜橋のスロープ、白石川親水公園やさくらの小径などの整備を加速させる一方、四季折々のイベントのバージョンアップを通じて花のまち柴田のさらなる魅力を国内外に発信してまいります。年間を通して観光客を呼ぶことで交流人口の増加を図り、地域経済の活性化に努めてまいります。

今後とも議員各位のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げまして、休会に当たり御礼の

ご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これをもって平成27年度柴田町議会6月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後0時22分 休 会

---

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年6月11日

議 長

署名議員 番

署名議員 番